

## 国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会（第3回）議事要旨

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成21年9月29日（火）10:00～12:30
- 場所：総務省10階 共用1001会議室
- 出席者：塩野座長、青山委員、斎藤委員、高橋委員、牧原委員、山本委員、渡邊委員、柴田准教授、飯島准教授  
久元自治行政局長、佐村大臣官房審議官、安田行政課長、田中行政課行政企画官、上仮屋行政課理事官

### 【議事の概要】

#### （1）アメリカの制度についての紹介

- ・ 柴田准教授より、資料1に沿ってアメリカの制度についての紹介が行われた。

#### （2）意見交換

- ・ 事務局より、資料2（主な論点について（案）（修正））、資料3（主な御意見について）及び参考資料について、説明が行われた。
- ・ 主な論点のうち5から8まで及び追加論点について意見交換が行われ、以下のような意見が出された。

#### （論点5（訴え提起に向けた「加重要件」について）について）

- ・ 国による訴えの提起は例外的なものであり、国は自制するだろうから、公益を害するかどうかは訴訟要件とはせず、違法性だけを訴訟要件とすればよい、という考え方もあるのではないか。
- ・ 是正の要求の要件は、「法令の規定に違反していると認めるとき」又は「著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」とされている。「明らかに公益を害していると認めるとき」という要件は、前者の場合には加重要件となるが、後者の場合には、既に求められている要件であって加重要件にならないことに留意する必要がある。
- ・ 地方自治の観点からは、違法性だけでなく、公益を害するかどうかを訴訟要件とし、地方公共団体の判断を尊重することが適当ではないか。

#### （論点6（判決の執行力を担保する仕組みについて）について）

- ・ 民事訴訟では、例えば確認訴訟の判決には執行力はない。
- ・ 行政事件訴訟法における義務付け訴訟をはじめ、行政機関を名宛人とする判決について、特段の執行力が設けられていないことを考えれ

ば、今回、新たな訴訟を考える場合、間接強制などを設けることについては、慎重に考えるべきではないか。

- これまでの事例にかんがみると、行政庁は裁判所の判断を尊重することが期待できるといえるのではないか。
- 執行力を担保する仕組みを設けなかったとき、地方公共団体が判決に従わなかった場合、日本の国全体について非常に大きなダメージとなるのではないか。
- 地方公共団体に罰則を科す制度はこれまで存在しなかったことについて、留意する必要がある。

(論点7 (国地方係争処理委員会等の審査・勧告について) について)

- 審査申出を行わない地方公共団体は、国地方係争処理委員会等を利用しないということなのだから、国から審査申出を行ったとしても、実効性に乏しいのではないか。
- 国地方係争処理委員会等は国の機関なのだから、国が審査を申し出るのはおかしいのではないか。仮に、国が審査を申し出るのであれば、現行よりも中立的な機関とすべきではないか。
- 国地方係争処理委員会を総務省ではなく内閣府に置く、という論点があり得るのではないか。
- 国から訴える場合には、審査申出を義務付けるのではなく、国が望む場合には、審査申出ができることも考えられるのではないか。
- 地方分権推進委員会第4次勧告の提案は、国側から国地方係争処理委員会に審査申出ができる制度になっており、行政機関の内部で論点を整理し、解決を目指す制度になっていたことを考慮すべきではないか。

(追加論点 (都道府県の市町村に対する是正の要求等に係る不服審査申出・訴え提起の主体について) について)

- 訴訟遂行において、国が逐一都道府県を指示するのは煩雑ではないか。むしろ、訴え提起については、国が直接行えるようにすべきではないか。

(以上 (速報のため事後修正の可能性あり))